水道法（昭和32年法律第177号）第25条の３の２第４項の規定において準用する同法第25条の３第２項の規定により、大阪広域水道企業団千早赤阪水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和２年８月17日

大阪広域水道企業団企業長　永藤　英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
千早赤阪 第７号	株式会社ナカイ工業 仲井　猛	南河内郡河南町大字白木1337番地	令和２年８月17日	令和７年９月29日
千早赤阪 第５号	大浦水道工業 大浦　登	南河内郡河南町大字東阪532番地	令和２年８月17日	令和７年９月29日
千早赤阪 第17号	大八建設工業株式会社 吉國　宗征	河内長野市西之山町13番28号	令和２年８月17日	令和７年９月29日
千早赤阪 第３号	藤野興業株式会社 藤野　正勝	富田林市山中田一丁目11番8号	令和２年８月17日	令和７年９月29日